

第10回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和6年4月5日(金)午後1時30分より、第10回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

記

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について

第3号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について

(出席委員)

1番 北浦 莊平	2番 徳田 明子	3番 中林 和夫	4番 藤井 武雄
5番 山崎 省吾	6番 井内 英樹	7番 佐原 敏	9番 辻 四一郎
10番 吉田 利一	11番 今村 正喜	12番 小島 佳剛	13番 清水 幹央
14番 寺川 勝之			

(欠席委員)

8番 中西 秀友

(農地利用最適化推進委員)

村田 昇造 中井 正樹 水谷 修

(事務局)

澤田 局長 奥田 次長 清水(囑託) 村田(囑託) 岸本(囑託)

(午後 1 時 3 0 分 開会)

局 長

定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。
本日の定例総会に中西委員から欠席の届がなされております。
本日の定例総会は農業委員定数 1 4 名の内、出席委員は 1 3 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。
また、北村推進委員より欠席の連絡を受けております。
それでは、議事進行につきまして、会長よろしくお願いたします。

議 長

それでは、ただ今から、第 1 0 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。
本日の議事録署名委員は、佐原委員、今村委員のお二人にお願いいたします。
現地調査委員につきましては、北浦委員と井内委員のお二人です。ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。

それでは、はじめに「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。
事務局より、説明願います。

局 長

それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」一括して 2 件をご説明申し上げます。

番号 1 につきましては、賃借権の設定となりますが、貸人は、高齢により耕作が困難なため、借人は、前回総会で報告させていただきましたが、借りていた農地が解約となり、新たな農地を探されていたものです。なお、営農計画ではサツマイモと水稻を栽培される予定です。

次に番号 2 につきましては、譲渡人は遠隔地に居住のため、譲受人は当該地域で営農を続けるため、所有権を移転されるものです。

譲受人は、新規に農地を取得されることとなりますが、NPO 法人 の会員であり、同法人による約 9 年間の農作業証明が提出されております。また、営農計画では、水稻、野菜、蕎麦を栽培される予定です。

本議案につきましては、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しないことを確認しております。

以上です。

議 長	続きますて、北浦委員より現地調査の報告をお願いします。
北浦委員	<p>報告します。去る3月25日、事務局の案内で井内委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の西笠取 及び の利用状況につきましては、田を鋤いてちゃんとされていました。</p> <p>番号2の東笠取 、 、 及び の利用状況につきましては、田でした。</p> <p>東笠取 の利用状況につきましては、田で、一部にビニールハウスがあり、農機具が納められていました。</p> <p>東笠取 の利用状況につきましては、田でした。</p> <p>東笠取 並びに東笠取 の利用状況につきましては、譲受人が畑にされています。</p> <p>東笠取 の利用状況につきましては、譲受人が蕎麦を作付けされる予定で、植える段取りをされていました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。
北浦委員	番号2については今まで地元の方が作業されていたので、譲受人がきちんと耕作されるのか、地元民としては心配しています。
議 長	譲受人が既に作業しているところも一部ありませんでしたか。
北浦委員	確かに一部されていますが、あまり効率的に耕作されているとは言えないと思います。蕎麦を作ったりされていますが、雑草も繁茂しております。
中林委員	譲渡人と譲受人、双方が同意の上での所有権移転ですので、譲受人が耕作すると仰っているなら、様子を見るしかないのではないのでしょうか。現段階では、何も問題にならないと思います。
議 長	一部を除いて農用地ですね。
中林委員	の会員とのことですが、水谷推進委員はご存じですか。

水谷推進委員	<p>で稲作をやっておられたので、耕作は可能だと思います。地元の方が作業受託されているところは、引き続き作業を任せられるのではと思います。山林をほど一緒に譲り受けられますが、当面は大丈夫でも今後何年か経って譲受人が管理できなくなったとき、どうになってしまうのかという北浦委員の地元としての懸念は理解できます。東笠取の農振地域について、行政がきちんと入っていかないといけないのではないかと思います。</p>
中林委員	<p>譲受人はおいくつですか。</p>
局長	<p>才です。</p>
議長	<p>高齢になって身体が動かなくなると、管理したくともどうしようもないですよ。譲受人は東笠取の住所ですが、地元の方ではないんですか。</p>
北浦委員	<p>元々当該農地を所有していた方の家を借りて住み始められました。</p>
水谷推進委員	<p>をやっておられるようです。</p>
議長	<p>譲受人がやるというなら見守るしかありませんね。 他にご意見等はございませんか。</p>
	<p>異議なしの声</p>
議長	<p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。 次に「第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局長	<p>それでは、「第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」をご説明申し上げます。 本件につきましては、住宅1棟を整備するための転用です。 具体的には、木造平屋建て、建築面積75.6㎡、延べ床面積62.1㎡で、定住型別荘として分譲される予定です。雨水排水については側溝を整備される予</p>

	<p>定です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、北浦委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
北浦委員	<p>報告します。去る3月25日、事務局の案内で井内委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の西笠取 の利用状況につきましては、不作付地で、草刈りはされていましたが、一部は耕していますが、作付けはされていません。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>住宅は1軒だけですか。</p>
局 長	<p>はい。</p>
議 長	<p>建て売りですか。</p>
局 長	<p>そうです。分譲になります。</p>
中林委員	<p>隣接所有者と話はできているんですか。</p>
局 長	<p>隣接者との関係は聞いておりません。</p>
中林委員	<p>周りは畑ばかりですし、水のことでも問題にならないですか。ポツンとこんなところに家が建っても大丈夫なんですか。</p>
水谷推進委員	<p>田んぼの水は下の田に段々落ちていくようになっていっていると思いますが、当該地の下の水はどうなりますか。</p>
局 長	<p>建物を建てると同時に側溝を整備されるとのことですので、当該地の水が田に落ちていくことはないと思います。</p>
議 長	<p>他にご意見等はございませんか。</p>

	<p>異議なしの声</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の異議なしをもって「第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」は、議案のとおり「承認すべきもの」との意見を付して知事に進達することといたします。</p> <p>次に、「第3号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
<p>局長</p>	<p>それでは、「第3号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をご説明申し上げます。</p> <p>本件につきましては、農地中間管理事業ではない利用権の更新となります。期間は令和8年6月30日までの2年間となります。</p> <p>農用地利用集積計画の内容が旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、承認できるものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、井内委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>井内委員</p>	<p>報告します。去る3月25日、事務局の案内で北浦委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の槇島町 及び の利用状況につきましては、田で、きれいに耕されていました。</p> <p>槇島町 及び の利用状況につきましては、畑で、きれいに耕されていました。</p> <p>槇島町 、 、 及び の利用状況につきましては、田で、きれいに耕されていました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>

議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第3号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。</p>
局 長	<p>まず、「第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について」一括して5件をご説明申し上げます。</p> <p>番号1から3までは、いずれも同一の届出人で事後の届出となります。番号1につきましては、昭和54年頃に倉庫を、番号3につきましては昭和45年頃に住宅をそれぞれ先代が農地法を知らずに建築したもので、顛末書が提出されております。また、番号2につきましては、経過不明ですが現況道路となっており、併せて手続きをしていただいております。</p> <p>次に番号4につきましては、貸露天資材置場として使用するための転用で、雨水は自然浸透です。進入路は、北側の市道から農地以外の民地を通ることになるため、当該民地所有者の同意書が提出されております。</p> <p>次に番号5につきましても、貸露天資材置場として使用するための転用で、雨水は自然浸透です。進入路は、同じく北側の市道から農地以外の民地を通ることになるため、当該民地所有者の同意書が提出されております。</p> <p>いずれも農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、農地法施行令第3条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>続きまして、「第2号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について」をご説明申し上げます。</p> <p>本件につきましては、露天資材置場として転用されるもので、造成は行わず現状のまま使用される予定で、雨水は自然浸透です。</p> <p>農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、農地法施行令第10条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。</p> <p>なしの声</p>

議 長	<p>ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。</p> <p>なお、個人情報の関係で議案書等の総会資料につきましては、回収させていただきますので、お帰りの際は机の上に置いて帰っていただきますようお願いいたします。</p>
-----	--

(午後2時00分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____